

令和8年

ふじさき

生活応援商品券



お一人様1セット (1,000円券 10枚綴り)

使用期間

令和8年3月15日(日)～令和8年9月14日(月)

使用期間を過ぎた商品券は使用できません。

どんな時、ぜひご利用ください

- 日常のお買物に
- 飲食、接待に
- 簡単な家の修繕に
- 車の修理、車検に
- 理容、美容や着付けに
- 農業、建築資材の購入に
- ガソリン、ガス等の支払に
- 家電器具、事務用品等の支払に

商品券の内容

- ① 商品券は、1,000円券の1種類です。
- ② 商品券は現金と同じ扱いとします。但し、釣銭は原則として出しません。
- ③ 商品券は現金とお引き換えいたしません。
- ④ 商品券は盗難、紛失又は滅失等に対しまして、発行者は責任を負いません。
- ⑤ 商品券は印紙、切手、プリペイドカード、電子マネーチャージ、ビール券等の金券購入等には使用できません。また、たばこの購入もできません。



お問合せ

ふじさき生活応援商品券に関すること

藤崎町経営戦略課

☎88-8258